

御前崎市が所有する公共建築物の耐震性能リスト



御 前 崎 市
令和5年3月

1. 公表の趣旨

御前崎市では、昭和54年に大規模地震対策特別措置法に基づく地震対策強化地域に指定されて以来、東海地震に対する建築物の安全性の確保に努めている。

平成15年5月29日の中央防災会議で東海地震対策大綱が策定され、同年7月29日に東海地震緊急対策方針が閣議決定された。その中で、東海地震発生時等の住民の的確な対応を確保するためには、自宅だけでなく、公共建築物の耐震性の把握が不可欠であることから、災害時の拠点となる学校・病院・庁舎等の公共建築物について、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう示されました。

これを受け、本市が所有する公共建築物の耐震性能を公表します。

2. 公表の対象とする公共建築物

92施設 162棟（令和5年3月現在）

1) 災害時の拠点となる施設

ア 災害応急対策全般の企画、立案、調整、警戒、情報収集、伝達等を行う施設

イ 住民の避難所等として使用される施設

ウ 救急医療等を行う施設

2) 多数の者が利用する施設

3) 市営住宅

4) その他主要な施設

3. 建築物の耐震性能の判定方法

(1) 「旧基準の建築物」

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建物

- ・ 静岡県耐震診断判定基準（平成14年版）により判定した。
- ・ 耐震診断（※）で算出する構造判定指標（**I s** 値）と静岡県が独自に策定した目標値（**E T** 値）との比較（**I s** 値／**E T** 値）で耐震性能を判定した。

（※）（財）日本建築防災協会「改定版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」及び、「耐震改修促進法のための既存鉄骨建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説による

(2) 「新基準の建築物」

昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建物

- ・ 静岡県構造設計指針・同解説（平成14年版）により判定した。
- ・ 本指針に定める用途係数（**I**）で耐震性能を判定した。

4. 建築物の耐震性能のランク付け

各ランク別の耐震性能と判定基準は表1のとおりである。

- ・ 旧基準の建築物は4段階（**I a**、**I b**、**Ⅱ**、**Ⅲ**）にランク分けし、新基準の建築物は2段階（**I a**、**I b**）にランク分けした。
- ・ 東海地震に対して耐震性能を有する建築物はランク**I**である。
- ・ なお、建築基準法上で耐震性能を有するとされる建築物はランク**I**とランク**Ⅱ**である。

表1 各ランク別の耐震性能と判定基準

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	旧基準の建築物	新基準の建築物	
		備考欄				
I	I a	耐震性能が優れている建物 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC S SRC CB	I _s /E T ≥ 1.25	I = 1.25
				W		
I	I b	耐震性能が良い建物 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による	RC S SRC WRC WPC	I _s /E T ≥ 1.0	I = 1.0
				W		
II		耐震性能がやや劣る建物 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも予想される。		RC WRC	I _s /E T < 1.0 かつ I _s ≥ 0.6	—
				W	0.7 ≤ 総合評点 < 1.0	
III		耐震性能が劣る建物		S	I _s /E T < 1.0 かつ I _s < 0.6	—
		倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		W	総合評点 < 0.7	

用語説明

建築物の構造

RC	鉄筋コンクリート造
S	鉄骨造
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造
WRC	壁式鉄筋コンクリート造
WPC	壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造
W	木造
CB	コンクリートブロック造

5. 公表する公共建築物の耐震化の状況

分 類	耐震対策済施設		建築基準法上耐震性を有する施設	耐震対策必要施設	未診断施設	棟 数 計
	I a	I b				
棟 数	68	79	4	0	11	162
割 合	42.0%	48.8%	2.5%	0%	6.8%	—
耐震化率	90.8%					

*端数処理により合計が100%にならないことがあります。